

## 第 5 4 号議案

加東市条件付採用期間中の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定  
の件

加東市条件付採用期間中の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市条件付採用期間中の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

加東市条件付採用期間中の職員の分限に関する条例（平成 2 9 年加東市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

加東市条件付採用期間中の職員の分限に関する条例

第 1 条、第 2 条（見出しを含む。）及び第 3 条第 1 項中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 第 5 4 号議案 要旨

### 加東市条件附採用期間中の職員の分限に関する条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）との引用部分における整合性を図るため、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

「条件附採用」を「条件付採用」に改めること。（題名、第 1 条、第 2 条及び第 3 条関係）

#### 3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;"><u>加東市条件附採用期間中の職員の分限に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） 第29条の2第2項の規定に基づき、<u>条件附採用期間中の職員</u> (以下「<u>条件附採用職員</u>」という。)の分限に関し、必要な事項 を定めるものとする。</p> <p>(<u>条件附採用職員の分限</u>)</p> <p>第2条 任命権者は、<u>条件附採用職員</u>が、次の各号のいずれかに該 当する場合には、その意に反して免職することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(分限の手続)</p> <p>第3条 任命権者は、前条第2号に該当するものとして<u>条件附採用</u> <u>職員</u>を免職する場合には、医師2人を指定して、あらかじめ診断 を行わせなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>加東市条件付採用期間中の職員の分限に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） 第29条の2第2項の規定に基づき、<u>条件付採用期間中の職員</u> (以下「<u>条件付採用職員</u>」という。)の分限に関し、必要な事項 を定めるものとする。</p> <p>(<u>条件付採用職員の分限</u>)</p> <p>第2条 任命権者は、<u>条件付採用職員</u>が、次の各号のいずれかに該 当する場合には、その意に反して免職することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(分限の手続)</p> <p>第3条 任命権者は、前条第2号に該当するものとして<u>条件付採用</u> <u>職員</u>を免職する場合には、医師2人を指定して、あらかじめ診断 を行わせなければならない。</p> <p>2 (略)</p>